

豊能町告示第6号

町有地売却の一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び豊能町契約規則（昭和60年豊能町規則第10号）第3条の規定により公告する。

令和3年2月10日

豊能町長 塩川恒敏

1. 入札物件に関する事項

売却物件	土地	土地	土地
物件番号	物件番号1	物件番号2	物件番号3
地目	宅地（現況：更地）	宅地（現況：更地）	宅地（現況：更地）
地番	豊能町光風台 1丁目738番18	豊能町新光風台 3丁目28番22	豊能町新光風台 1丁目4番1
面積	公簿面積：408.06㎡	公簿面積：165.28㎡	公簿面積：117.78㎡
最低売却価格	17,340,000円	7,270,000円	5,750,000円
引渡し	物件は現状有姿で引き渡すものとします。		

2. 現地説明会

日時	物件番号1：令和3年2月25日（木）午後2時00分より 物件番号2：令和3年2月25日（木）午後3時00分より 物件番号3：令和3年2月25日（木）午後4時00分より
場所	現地にて
備考	説明会を希望される方は、事前にお電話にてお申込みください。 申込受付期限までに申込みがない場合、現地説明会は中止とします。 （申込受付期限）令和3年2月24日（水）午後4時まで 現地説明会の参加は、本件入札に参加するための必須事項ではありませんが、必ず現地の状況等の確認をしておいてください。 なお、現地説明会に不参加の場合は、各種説明事項を全て了承されているものとみなします。

3. 入札参加資格

入札参加資格は、個人及び法人です。ただし、この公告日現在において、次に該当する者は申込みの資格がありません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれかに該当し、該当事実があった後2年を経過していない者
 - ① 豊能町との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 豊能町が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成

立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が豊能町と契約を締結すること又は豊能町との契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により豊能町が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなく豊能町との契約を履行しなかった者

⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

4. 入札参加申込

申込書類 配布期間、配布方法	配布期間：令和3年2月10日（水）から令和3年3月5日（金）まで 午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日は除く。） 配布方法： 豊能町役場 行財政課（豊能町役場本庁2階）窓口配布 （所在地：〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1） ※豊能町のホームページからダウンロードできます。
提出書類 提出部数：全て各1部	①入札参加申込書 ②印鑑証明書 ③個人の方：住民票（マイナンバーなし） 法人の方：法人登記簿謄本又は法人登記全部事項証明書 ※②・③の書類は、提出日の3ヶ月以内に交付されたものに限ります。 ※共有の場合は、②・③の書類は、全ての個人（法人）の証明書を提出してください。
申込方法	豊能町役場行財政課に提出書類を提出。郵送又は直接持参可。 （郵送の場合は書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）

5. 入札方法

入札方法	郵送入札 ※直接持参することはできません。
入札回数	1回
郵送入札提出書類	①入札書（直接本人が記入してください。） ②入札保証金の納入通知書（領収証書）のコピー ③入札保証金還付請求書
郵送入札提出書類の 到着期限	令和3年3月9日（火）午後9時までに 日本郵便株式会社 箕面郵便局に到着（経由）すること
送付先	豊能郵便局留とすること。（書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）

6. 入札保証金

入札参加申込受付後、納入通知書（領収証書）を配付します。郵送提出の場合はメールにて納入通知書（領収証書）を送付しますので、入札参加申込書にメールアドレスを記載してください。

入札金額の3%以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

落札者の入札保証金は、落札者の同意を得て契約保証金に充当します。

落札者が売買契約を締結しないとき（落札後に本要領に定める入札に参加資格を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は本町に帰属することになり、入札保証金は返還しません。

7. 開札の日時及び場所

日 時	令和3年3月10日（水） 物件番号1 午後1時30分 物件番号2 午後2時00分 物件番号3 午後2時30分
場 所	豊能町役場本庁2階 第2会議室
持参書類	・入札参加申込書のコピー（受付印有） ・委任状（代理人のみ）
備考	・入札者（代理人を含む。）の開札参加は自由ですが、入札者以外の方は開札会場への入場は出来ません。 ・開札参加の有無は、落札者の決定に影響することはありません。

8. 入札の無効

次の（1）から（13）までのいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- （1） 入札書が到着期限を過ぎて到着したとき。
- （2） 入札書が書留、簡易書留又は特定記録郵便以外の方法で提出されたとき。
- （3） 入札書等の記名押印を欠くとき。
- （4） 入札書等の金額を訂正した入札又は金額の不鮮明なとき。
- （5） 入札書等の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
- （6） 入札書送付関係封筒に差出人名等が記載されていないとき。
- （7） 入札書送付関係封筒の物件表記と入札書の物件が異なっていたとき。
- （8） 入札金額が最低売却価格未満のとき。
- （9） 一の入札に2通以上の入札書を提出したとき。
- （10） 入札保証金を指定期限までに納入しなかったとき、又はその金額に不足があるとき。
- （11） 入札の資格がない者が入札したとき。
- （12） 入札に関し、不正な行為を行ったとき。
- （13） その他入札に関する条件に違反したとき。

9. 契約保証金

契約金額の10%以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

落札者が、売買契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は本町に帰属し、返還しません。

10. 契約書案の作成の要否及びその閲覧

作成の要否	本町において作成します。
閲覧場所	豊能町役場 行財政課（豊能町役場本庁2階）
閲覧期間	令和3年2月10日（水）から令和3年3月5日（金）まで 午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日は除く。）

11. 議会の議決

契約の成立に議会の議決を要しません。

12. その他必要事項

- (1) 入札者は、町有地売却要領、契約条項を熟読し、遵守の上、入札に参加してください。
- (2) 入札に関する資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とします。
- (3) 契約に要する一切の費用（収入印紙、登録免許税、租税公課、登記関係書類の作成等）は落札者が負担するものとします。
- (4) 提出書類は、返却しません。
- (5) 入札参加状況に関する問い合わせには、一切お答えできません。

13. 問い合わせ先

大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1
豊能町役場 行財政課（豊能町役場本庁2階）
電話 072-739-3414（直通）
FAX 072-739-1980